

地 発 第 8 号

平成13年1月6日

写

各都道府県労働局長 殿

厚生労働省大臣官房地方課長

(公印省略)

都道府県労働局に関する訓令の制定について(通知)(抄)

厚生労働省の設置に伴い、都道府県労働局に関する訓令が別添のとおり定められたので通知する。

訓令一覧（地方課関係）



NO	訓 令 名	訓令番号
1	賃金室の設置に関する訓令	厚生労働省訓第34号
2	就職促進指導官規程	厚生労働省訓第35号
3	労災医員規程	厚生労働省訓第36号
4	総合労働相談員規程	厚生労働省訓第37号
5	労働保険相談員規程	厚生労働省訓第38号
6	労働保険事務組合指導員規程	厚生労働省訓第39号
7	労働保険適用推進員規程	厚生労働省訓第40号
8	労災防止指導員規程	厚生労働省訓第41号
9	自動車労務改善推進員規程	厚生労働省訓第42号
10	賃金相談員規程	厚生労働省訓第43号
11	通勤災害調査員規程	厚生労働省訓第44号
12	家内労働安全衛生指導員規程	厚生労働省訓第45号
13	林業振動障害者職業復帰推進員規程	厚生労働省訓第46号
14	職業病相談員規程	厚生労働省訓第47号
15	雇用労働相談員規程	厚生労働省訓第48号
16	労働時間改善コンサルタント規程	厚生労働省訓第49号
17	外国人労働者労働条件相談員規程	厚生労働省訓第50号
18	労災保険給付実地調査員規程	厚生労働省訓第51号
19	チェーンソー取扱作業指導員規程	厚生労働省訓第52号
20	労災保険審査専門調査員規程	厚生労働省訓第53号
21	社会復帰推進員規程	厚生労働省訓第54号
22	労働条件相談員規程	厚生労働省訓第55号
23	労災法務専門員規程	厚生労働省訓第56号
24	職業相談員規程	厚生労働省訓第57号
25	建設雇用改善推進員規程	厚生労働省訓第58号
26	労働者派遣事業適正運営協力員規程	厚生労働省訓第59号
27	高齢者雇用促進員規程	厚生労働省訓第60号

28	地域雇用開発推進員規程	厚生労働省訓第61号
29	雇用保険給付実地調査員規程	厚生労働省訓第62号
30	高齢期雇用就業支援相談員規程	厚生労働省訓第63号
31	雇用保険雇用継続給付相談員規程	厚生労働省訓第64号
32	地域雇用対策調査員規程	厚生労働省訓第65号
33	地域雇用安定協力員規程	厚生労働省訓第66号
34	地域高度技能活用雇用安定推進員規程	厚生労働省訓第67号
35	地域高度技能活用雇用推進協力員規程	厚生労働省訓第68号
36	雇用保険教育訓練給付相談員規程	厚生労働省訓第69号
37	就職促進協力員規程	厚生労働省訓第70号
38	雇用均等行政協助員及び雇用均等行政特別協助員規程	厚生労働省訓第71号
39	母性健康管理指導医規程	厚生労働省訓第72号
40	育児・介護休業指導員規程	厚生労働省訓第73号
41	セクシュアルハラスメントカウンセラー規程	厚生労働省訓第74号

(編注：厚生労働省訓第47号以外は略)

職業病相談員規程を次のように定める。

平成13年1月6日

厚生労働大臣 坂口 力

職業病相談員規程

(設置)

第1条 労働者の業務上の疾病(以下「職業病」という。)に関する労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の規定による保険給付及び労働基準法(昭和22年法律第49号)の規定による補償に係る事務の迅速かつ適正な処理と労働者の健康の増進に資するため、厚生労働省労働基準局長が必要と認める労働基準監督署に職業病相談員(以下「相談員」という。)を置く。

(委嘱)

第2条 相談員は、職業病に関し学識を有する医師その他労働衛生に関し学識経験を有する者のうちから委嘱する。

(職務)

第3条 相談員は、労働基準監督署長の指示を受けて、職業病に関する労働者災害補償保険法の規定による保険給付及び労働基準法の規定による補償並びに労働者の健康に関する事項について労働者、使用者その他の関係者の相談に応じ、必要な指導を行う。

(任期等)

第4条 相談員の任期は、1年とする

2 相談員は、非常勤とする。

(秘密を守る義務)

第5条 相談員及び相談員であった者は、国家公務員法(昭和22年法律第120号)の定めるところにより、その職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

(その他の事項)

第6条 この規程に定めるもののほか、相談員に関し必要な事項は、厚生労働省大臣官房地方課長及び厚生労働省労働基準局長が定める。

附 則

この訓令は、平成13年1月6日から施行する。